

～正しく服薬するために～
国民健康保険の重複多剤服薬の方へ新たに服薬通知を送付し、
健康相談を行います

令和5年10月17日
区長記者発表

重複・多剤服薬者への取組は、ご本人の健康保持・増進、医療費の適正化を図るために、重要な取組です。

重複多剤服薬がある場合

複数の医療機関を受診した場合など、同じ効能の薬が重複して処方されてしまうことがあります。重複して服薬することで薬が効きすぎることや、副作用が強くて体調を崩してしまうことがあります。また、組み合わせてはいけない薬を飲むことで健康を害することもあります。

区では、国民健康保険被保険者の重複・頻回受診者と重複服薬者に対して、健康相談を実施していますが、さらなる取組が必要です。



(被保険者氏名) 様

服薬情報のお知らせ

このお知らせは、あなたが処方されたお薬に関するお知らせです。
複数の医療機関を受診した場合、同じ成分のお薬が処方されていたり（重複服薬）、飲み合わせが悪いお薬が処方されることがあります。お薬の服用について相談のある方は案内の「健康相談」をご利用いただき、健康管理等にお役立てください。

服薬情報

〇年〇月～〇年〇月の調剤内容

調剤日	薬剤名	薬剤種類	数量	医療機関名	薬局名	備考
〇/〇	××××錠	×××	30	□□病院	□□薬局	★重複
〇/●	××××錠	×××	30	△クリニック	□□薬局	★重複
△/△	〇×△錠	〇〇	21	◇医院	〇〇薬局	○飲み合わせ
△/▲	●×▲錠	▲▲	42	▲▲病院	◇◇ファーマシー	○飲み合わせ
◇/◇	□□■錠	■	5	××医院	□□薬局	

(該当者宛の通知のイメージ)

「健康サポート事業」の中で新たに服薬通知を送付します。

重複頻回受診・重複服薬傾向のある方
(事業の流れ)

令和5年10月11日
通知発送

該当者を抽出
(100名程度)

服薬通知による
重複服薬の傾向
をお知らせ

薬剤師等の電話または訪問による健康相談の実施

サポートデスクの設置

健康サポート事業の概要

対象者基準

● 重複服薬

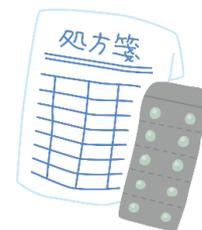
対象期間中の処方薬で同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤を2医療機関以上から処方されている方

● 多剤服薬

1か月間に8剤以上服用している方

● 薬剤併用禁忌

1か月間に処方された薬剤で併用禁忌が含まれる方



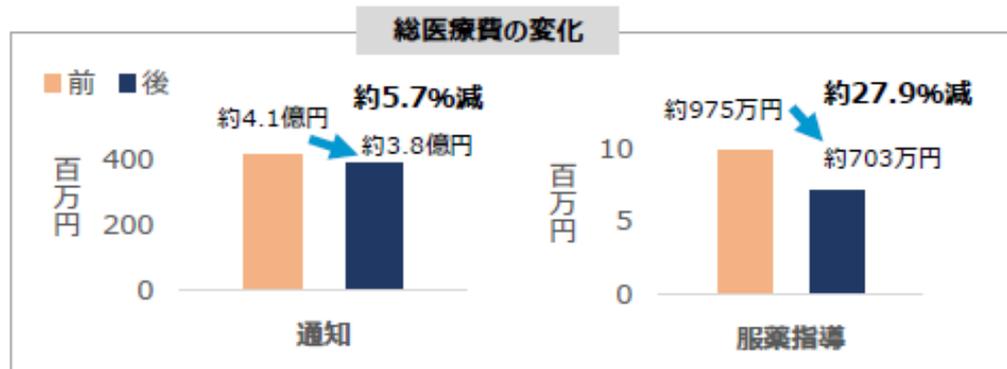
健康相談の例

「薬の飲み合わせや飲み忘れない管理方法」「健康診断の結果を基にした効果的な運動など生活習慣病の予防」等。

東京都保健医療局保健政策部国民健康保険課令和5年8月版
「薬剤師と区市町村との連携による重複・多剤服薬者対策(都モデル事業)」より
都モデル事業7自治体の内5自治体分を集計

◆ 服薬通知前後の総医療費は約5.7%減少

◆ 服薬指導前後に服薬指導を受けた方の合計医療費は約27.9%減少



重複多剤服薬者への個別支援により、健康を守るとともに、国民健康保険医療費の適正化へつなげます。

